

議案第84号

多可町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成28年12月6日提出

多可町長 戸田善規

多可町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 年  
条例第 号

多可町公営企業の設置等に関する条例（平成17年多可町条例第181号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（公営企業の設置）

第1条 町に、次の公営企業を設置する。

- (1) 生活用水その他の浄水を供給するため、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業を設置する。
- (2) 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業）を設置する。

第2条第1項中「前条に掲げる事業」を「前条各号に掲げる事業」に改め、同条第2項第3号後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 計画処理区域面積は、872ヘクタールとする。
- (2) 計画処理人口は、25,870人とする。
- (3) 1日最大排水処理能力は、10,764立方メートルとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町公営企業の設置等に関する条例の新旧対照表

現	改	正
<p><u>(公営企業の設置)</u></p> <p><b>第1条</b> 町に、水道事業の公営企業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p><b>第2条</b> 前条に掲げる事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 1日最大給水量は、6,930立方メートルとする。生活用水その他の浄水を供給するため、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業を設置する。</p>	<p><u>(公営企業の設置)</u></p> <p><b>第1条</b> 町に、次の公営企業を設置する。</p> <p>(1) 生活用水その他の浄水を供給するため、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業を設置する。</p> <p>(2) 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業)を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p><b>第2条</b> 前条各号に掲げる事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 1日最大給水量は、6,930立方メートルとする。</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>計画処理区域面積は、872ヘクタールとする。</u></p> <p>(2) <u>計画処理人口は、25,870人とする。</u></p> <p>(3) <u>1日最大排水処理能力は、10,764立方メートルとする。</u></p>	